

徳島大学情報センター自己点検・評価委員会規則

平成23年 9月 7日
情報化推進センター長制定

(設置)

第1条 徳島大学情報センター（以下「センター」という。）に、徳島大学情報センター自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、センター教職員及びセンターの多面的な活動状況を客観的に点検・評価するとともに、点検・評価の結果及び点検・評価に資する資料を公開し、もってセンターの発展及び活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価（以下「自己評価等」という。）の実施項目、実施内容及び実施方法に関すること。
- (2) 自己評価等に関し、各委員会との連絡調整及び評価結果についての全体的調整に関すること。
- (3) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。
- (4) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。
- (5) その他自己評価等に関して必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの各部門長
- (3) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、情報センター事務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。